

関係団体の長 殿

厚生労働省人材開発統括官



「新ジョブ・カード制度の推進について」の改正について

新ジョブ・カード制度は、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用することを目的に、その推進を図ってきたところです。

今般、「ジョブ・カードセンター」を「キャリア形成サポートセンター」に再編整備すること等に伴い、平成 27 年 9 月 30 日付能発 0930 第 17 号「新ジョブ・カード制度の推進について」（以下「本件通知」という。）を別添 1 のとおり改正することとしたところです。

貴職におかれては、改正内容を十分ご理解いただき、その効果的な実施及びジョブ・カードのさらなる活用促進に万全を期されますようお願いいたします。また、主な改正点等は下記のとおりですので、適宜参照願います。

なお、本件については、別添 2 により各都道府県労働局長、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長及び各都道府県（知事）あてにそれぞれ通知していることを申し添えます。

記

第 1 主な改正点

- 1 第 3 について、「ジョブ・カードセンター」を「キャリア形成サポートセンター」に再編整備することに伴う修正。
- 2 第 3 について、新たに「実践的能力証明シート」を導入することに伴い追加。